

弁理士情報の公開について（論点整理）

1. 現行制度の概要

弁理士法上、日本弁理士会は、会則において「日本弁理士会及び会員に関する情報の提供に関する規定」を設けることとされており（弁理士法第 57 条第 1 項第 12 号）、また、日本弁理士会の内部規則において、同会は会員の業務における専門分野等に関する情報を広くユーザーに提供することについて規定している（日本弁理士会会則第 145 条、情報提供に関する規則（会令第 48 号））。

現在、ユーザーが弁理士情報を取得する手段としては、日本弁理士会による情報提供システム（以下「弁理士ナビ」という。）のほか、各特許事務所が開設するウェブサイトによる情報提供が存在している。前者については、氏名や事務所の所在地等は全弁理士が登録されているが、専門分野等については任意の開示となっており、実際には、ほとんど開示されていないのが現状である。また、後者の場合、中には弁理士の専門・技術分野等について詳細に開示されている場合もあるが、一部には誇大広告とおぼしき内容のものも存在するとの指摘もある。

2. 問題の所在

アンケート調査によると、ユーザーが弁理士を選択する際のポイントを挙げたものとして、「特許、商標等専門分野における弁理士としての実績」との回答が約 7 割あり、ユーザーにとって弁理士の「専門分野」や「技術分野」（以下、「専門分野等」という）といった情報が重要であることが伺える。一方、弁理士ナビにおける専門分野等の情報の登録率は約 16%に留まっており、十分な情報提供がなされていないのが現状である。また、弁理士ナビにおける専門分野等の情報は自己申告に基づくものとなっているが、弁理士による技術分野毎の出願件数といった、より客観的な弁理士情報の提供が必要ではないかとの指摘もある。

3. 論点

（1）日本弁理士会による情報提供の拡大について

- ユーザーの利便性向上等の観点から、日本弁理士会の弁理士の専門分野等に関する情報登録の義務化等、情報開示の拡充を図るべきではないか。

- 具体的な情報開示項目についてどのように考えるか。
- 弁理士情報は個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）上の「個人情報」に該当するものであり、同法との関係についてどう考えるか。
- 特許事務所が開設するウェブサイトの更なる活用や誇大広告等への対応について、どう考えるか。
- 日本弁理士会において、開示された情報についての苦情受付や相談窓口の設置等の何らかの対応を行うべきか。

4. 議論の整理

委員の意見

- 弁理士への依頼が初めての人でもわかるように専門分野は情報公開してほしい。
- 日本弁理士会としても、情報開示の範囲を見直し、何らかの形で会員に情報提供を義務付けて公開する制度をとりたい。
- 専門分野・技術分野は、弁理士としても自分のアピールになり得る。
- 情報公開が不適切な場合の措置も考えるべきである。
- 情報公開については、年齢よりも経験年数の方が重要であると思う。
- 専門分野の実績は重要な開示項目であるが、国際特許分類（IPC）ごとの出願査定件数はユーザーの判断材料になるのか疑問。実績を示すものとしては、弁理士の名前が挙がっている公開公報番号を列挙するといった方法がある。
- 弁理士試験の選択科目は、改正前の試験では得点しやすい科目をとっている者が多いため開示しても意味がない。

これからの知的財産分野の研修のあり方を考える懇談会(平成 13 年 6 月)
 新人研修、継続研修、法律研修等の受講を促すため、主要な研修については、弁理士毎に終了した研修を公表するなどの措置を併せて考えるべきである。また、それによりユーザーが弁理士の専門分野を把握し、個別案件の専門性に対応した弁理士を容易に選択できるような情報提供の仕組みとすることが必要である。

アンケート調査結果（平成 17 年 8 月 知的財産研究所）

ユーザーが弁理士を選択する際のポイントを挙げたものとして、「特許、商標等専門分野における弁理士としての実績」との回答が約 7 割である。このことから、ユーザーにとって弁理士の専門分野等の情報が重要である

ことが容易に伺える。

「知的財産推進計画 2006」(平成 18 年 6 月、79 頁 知的財産戦略本部)
2006 年度から、日本弁理士会が提供している弁理士ナビによる弁理士情報の提供を充実するとともに、弁理士、知財を専門とする弁護士等の知財の専門家についてのインターネットによる情報提供を促進する。

5. 対応の方向

弁理士情報は、ユーザーが弁理士を探す際に必要不可欠なものであり、かつ、弁理士は、専権業務を付与された士業である以上、ユーザーが弁理士を適切に選択できるよう、必要な情報を公開する責務がある。また、日本弁理士会は、弁理士の強制加入団体であり、ユーザーの視点に立ち、適切な情報を収集し、検索しやすい形で会員の情報を広く国民に提供することが求められる。

他方、現在日本弁理士会が提供している弁理士ナビにおいては、ユーザーのニーズの高い弁理士の専門分野等の情報提供が十分でないという実態があることも踏まえれば、ユーザーの利便性及び弁理士の資質の向上の観点から、日本弁理士会の行う情報開示システムの拡充を図り、依頼内容にふさわしい弁理士を選択できるような環境を整備していくことが求められる。具体的には次のような方向で検討していくことが必要と考えられる。

- (1) 弁理士情報のうち別紙の事項につき、弁理士が日本弁理士会に登録をすることを義務化する(別紙参照)。その際には、個人情報保護法第 23 条等の規定に抵触しないように、情報登録の義務化とその開示について法令に明確に位置付けることが必要となる。

なお、義務的記載事項について情報の登録・公開を行わない弁理士や、事実に基づかない情報の登録・開示を行った弁理士に対しては、勧告を行った上で、それでも応じない場合には氏名の公表を行い、悪質な場合には大臣の懲戒の対象とすることも考えられる。

- (2) 日本弁理士会は、情報開示に関する苦情や相談に適切に対応できるように苦情・相談窓口を設置する。
- (3) 弁理士の誇大広告等に対しては、日本弁理士会の会則や会令において設けられている禁止規定を厳格に運用すべく、同規定に違反した場合の処分について、同会の処分基準の整備の中で明確化を図る。